

## 第2章 政府・自治体

### インターネットの選挙利用

#### 広がるインターネット選挙運動

田中康夫知事が誕生した長野県知事選挙をはじめとして、2000年から2001年にかけて、既存政党の不振と無党派層の反乱とでも呼ぶべき選挙が相次いだ。そこでは、既存の政治団体とはまったく関係を持たず、インターネットを活用しながら勝手に無党派候補を応援するというスタイルの活動が目立った。選挙に立候補した当事者と直接にはかかわりなく、勝手に支援するサイトなどもでき、インターネットを拠点とする脱組織選挙が繰り返られることとなった。

そこでは、選挙運動の成り立ちそのものが、下からのボトムアップで、自発的なものになっている。その自然発生的な動きを横につないでいくために、インターネットが大きな役割を果たしているのである。選挙を、有権者が政治に参加する場としてとらえると、インターネットを利用することが選挙への積極的な参加を促す効果をもっていることは、軽視すべきでないポイントである。普通の人々が、手作りで参加できるメディアとして、インターネットは他の手段にはない特徴をもっているものであり、その特性を生かしていくために必要なことは何かという方向から問題をとらえるのが本来のあり方であろう。

#### インターネット選挙運動について あいまいなままの「公選法」

しかしながら、インターネットを選挙運動に使うことの合法性については、いまだにあいまいな状態が続いている。投票の依頼にあたるメッセージをウェブで提示することは、ビラなどの文書の配布やポスターの掲示に相当する行為として解釈できるというのが、公職選挙法を管轄する自治省（現在の総務省自治行政局）がすでに5年前に示し、そのまま今日でも

## 明確な方針示さぬままの「公職選挙法」 自民党総裁選ではインターネットを本格活用

生きている公的な解釈である。したがって、選挙期間中にそれを行うことは、厳密にいうと公職選挙法違反になる。日本の選挙は、ビラやポスターについても枚数その他の制約が厳しく、インターネットで不特定多数の人に向けてメッセージを流すことは、公職選挙法が認める範囲の外になってしまうからである。

とはいえ、政治家が自分のウェブページを持つことはいまやごく一般的となっている。選挙期間前には、立候補の予定者であることを示していることは一般的で、選挙期間中にも、情報を更新さえなければ構わないという運用をしている人が多い。中には選挙期間中はウェブページを真っ白にしてしまい、音声だけが流れるようにして（音なら文書と解釈されることはないだろうという判断だろう）いたり、あらかじめ支持者として登録した人しか見せないページを置いたりという例もあった。

いずれにしても、公職選挙法が想定していなかったインターネットという情報メディアの普及ともなって、選挙法の改正が必要な段階にきていることは明らかである。2000年夏の衆議院総選挙では、

民主党がインターネットによる選挙運動を認める公職選挙法改正を公約していたが、政権をとることはできなかった。結局いまでもインターネットによる選挙運動はあいまいな位置づけのままとなっている。

近年公職選挙法は毎年のように改正され、選挙の投票時間の延長、不在者投票の要件の緩和、在外投票や船員の遠隔投票、参議院比例代表区の投票方法の変更（政党名だけではなく個人名も投票できるようにになった）などが実現されてきている。それにもかかわらずインターネットによる選挙運動について明確な方針が示されないままになっているのは、遺憾なことである。

#### 研究進む「電子投票」制度 e-Japan重点計画にも盛り込む

その一方で、選挙の投票に電子的手段を使うための取り組みは着実に進んでいる。e-Japan重点計画でも、電子投票の実現のための制度整備などが項目として盛り込まれている。2000年7月の沖縄サミットでは、電子投票／開票システムのデモンストレーションが行われた。

総裁選挙

新総裁決定 小泉純一郎

開票結果

候補者名	麻生太郎	橋本龍太郎	小泉純一郎
得票数	31	155	298

候補者情報  
(写真左から順に出陣)

麻生太郎 経歴・所見 立会演説全文	橋本龍太郎 経歴・所見 立会演説全文	橋本龍太郎 経歴・所見 立会演説全文	小泉純一郎 経歴・所見 立会演説全文

日本記者クラブ主催公開討論会

ムービー (共同記者会見・立会演説会)

図1 自民党総裁選

www.jimin.or.jp/jimin/jimin/sousai/



図2 変革の人・小泉純一郎を応援するページ  
henkaku.jah.ne.jp



図3 参院選に向けて政党ホームページはすでに全面展開（民主党の例）  
Jump09 www.dpj.or.jp/saninsen/oi/indexoi.html

迅速で正確な開票の実現をめざすものだが、2000年秋のアメリカ大統領選における開票のトラブルを見て、さらに電子投票制度への期待が強まったのではないと思われる。また、インターネットによるオンライン投票よりも、投票所に設置する専用端末による投票が当面想定されているようであり、ハードメーカーの期待もよみがえる。

選挙の正確性をさらに向上させることにももちろん意義はある。米大統領選のようなことがあっては困るのだし、選挙の開票業務が労力の面でも費用の面でも負担になっていることは確かだから、それを改善するために電子投票が役に立つのであれば、それは歓迎すべきことであろう。しかし、事務処理の正確さへの注目度に比べて、政治参加の手段としての選挙への関心が低いところに、日本の選挙の問題点が表現されているようにも思われる。

### 総裁選のインターネット本格活用は「公職選挙法」枠外ならでは

ところで、2001年3月には、インターネットを本格的に選挙運動に利用したはじめての選挙が行われた。自民党総裁選挙である。これは一政党の党首選びのための選挙だから、公職選挙法の適用を受

けない。党首をどうやって選ぶかは、政党の内部の自治の問題だからである。そうはいっても自民党の総裁を選ぶことは、首相を選ぶことに他ならない。国民の関心も高く、また開かれた選挙にすることによって人気を回復しようという自民党の方針もあって、インターネットの利用は戦略的に進められたのである。

自民党のホームページでは、各候補についての情報が併記され、演説会などの写真が掲載され、各候補の個人ページへのリンクも張られていた。各候補が訴えたいメッセージが随所に示され、また各候補のテレビ番組への出演予定なども示され、なかなか充実した情報源となっていた。

当選した小泉候補は、それまで個人ホームページを開設していなかったが、今回の総裁選を機に、小泉候補を支持しようとする一般市民が勝手にサイトを立ち上げるとともに、小泉候補に連絡をとって、最終的には「公式サイト」として位置付けられるようになった。そんなエピソードからも、インターネットの選挙利用が市民に向けて政治の門戸を開いていく可能性をもっていることがうかがえる。

その後小泉政権が発足してから、小泉内閣メールマガジンの発行が発表されたが、その背景には総裁選挙の過程でのイ

ンターネット利用の効果の実体験があったことは間違いなだらう。

### 法的位置付けあいまいなまま 事実上進む「インターネット選挙」

もちろん公職選挙法の適用を受けないからこそ、それだけ積極的な選挙利用ができたのであって、選挙法改正が実現されない限り、このやり方をそのまま公的な選挙で実行することはできない。しかし、選挙に勝つためには座視しているわけにもいかないのが政党であり、法的な位置付けはあいまいなままに、実際上選挙運動のためのサイトを政党が開設し、そこで提供される情報はますます充実してきている。候補者一覧や政策はもちろん、選挙区ごとの情勢分析まで掲載している党もある。公選法という制度をあいまいにしたままで、実際にはグレーゾーンを突っ走っているような形でインターネット選挙が事実上進められていくという展開が当分続きそうである。

(廣瀬克哉 法政大学法学部教授)



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)